

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当会におきましても加算算定を行っておりますが、当該加算を受けるためには以下の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行なっていること

Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、新加算の取得状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することです。

以上の要件に基づき、当会における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

- ・入職促進に向けた取組  
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援  
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・両立支援・多様な働き方の推進  
有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・腰痛を含む心身の健康管理  
雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・生産性向上のための業務改善の取組  
5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・やりがい・働きがいの醸成  
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善